

我々は各国間で飲料水の基準を向上させるための情報や政策を分かち合い、微生物学的な飲料水の汚染のモニタリングデータや水由来の疾病の集団発生データの交換を定期的に行う担当官を我々の省庁から任命することに同意する。我々は疾病の集団発生のコントロール方法や技術の発達をサポートする研究へ協力することに同意する。また飲料水の浄化に適当な小規模なシステムの技術に特に重点を置く。

大気環境の質：

室内及び室外の大気環境の質は特に乳児や子供に重要である。我々の国々では子供のぜん息及び他の小児の呼吸器疾患は急激に増加しており、化石燃料の燃焼や他の発生源からの排出を含んだ大気環境汚染により実質的な悪化している。我々の国々の中ではいくつかの特異的な大気汚染物質の子供の暴露の調査がなされているが、さらなる調査が必要である。

我々はそれぞれの国々で大気汚染を減らす取組を行っており、そのことは国内や国境を越えた大気質、特に子供の健康への影響を軽くするであろう。室内空気の汚染が世界的に子供の健康に影響を及ぼすクリティカルな問題として特定されることを認識し、我々は室内空気が健康に及ぼす脅威や治療法に関する情報を交換することに同意する。

環境中のたばこ煙：

子供の環境中のたばこ煙の暴露は肺機能を低下させ、下部気管支の感染及び気道の過敏、中耳の浸出液の貯留などの影響が生じやすい。ぜん息の子供は特にリスクが高い。多くのこれらの症状は子供の入院を増加させる。

我々は環境中のたばこ煙が幼い子供の公衆衛生上の著しいリスクであり、親は子供の家の中でのたばこ煙のリスクについて知る必要があることを断言する。我々は環境中のたばこ煙への子供の暴露を減じることを目的とした教育や公衆の関心を得る努力に協力することに同意する。

内分泌攪乱化学物質による子供の健康への差し迫った脅威：

生体のホルモン機能に影響を与える能力を持っている様々な環境汚染物質により有害な影響が生じることを示す科学的な証拠が増大している。これらの影響には、がん、生殖障害、行動変化、免疫障害などがあり、実験動物において特定の化学物質の暴露によって生じることが観察されている。野生生物の集団では例えば五大湖のように幅広く生態系が汚染されているものがあり、またより限定されてはいるがいくつかの有機塩素系物質にある程度の人々が暴露された例もある。これらの化学物質もまた長期的には神経影響を引き起こす可能性がある。乳児や子供は、とりわけこれらの汚染物質の潜在的なリスクにさらされているおそれがある。子供は、内分泌攪乱化学物質による子宮内

での暴露や、母乳、環境からの暴露を受けることもある。

我々は研究活動の国際的なインベントリーのとりまとめの絶え間ない努力、科学的な知見の状況についての国際的な評価の進展、必要な研究や欠けているデータのギャップの特定及び優先順位付け、必要な研究のとりまとめの協力や協調の機構の発展を鼓舞する。これらの活動は、国際政府間フォーラム(IFCS)や国連環境計画(UNEP)のような機関を通じて行われる国際フォーラムにおいて議論を進めるべきである。我々は公衆の関心の喚起と新しい情報を考慮に入れる適切な基準を求めていくことに同意する。我々は、内分泌攪乱化学物質の主要な発生源や環境中の運命が特定された場合はリスク管理や環境汚染の予防戦略を協力的に進展させ、知識が得られた場合は公衆に情報を伝え続けることを誓う。

子供の健康に対する地球の気候変動の影響：

京都では地球温暖化を含めた問題に直面した重大な国際的な行動がなされなければならない。我々の子供と次の世代は、大気中の温室効果ガスの増大による地球の気候変動により健康と福祉に深刻な脅威に直面する。人の行動が全ての国民に受け入れ難い結果をもたらすかもしれないという地球的な気候の変動を予測することを関連づけている圧倒的な科学的な証拠がある。気候変動の国際的な政府間パネルの中に、「気候変動は人の健康に広範囲にわたり著明な生命の損失を伴うようなおそらく有害な影響を及ぼすおそれがある。」という文章がある。子供はひどい熱波やより強烈な大気汚染、感染症の広がりに対して最も感受性が高いであろう。そして我々は例えばオゾン層の枯渇のようにこれらの問題と他の地球的な現象との相互作用について理解し始めたばかりである。次世代は健康や環境及び経済の深刻化を伴う気候変動の数多くの潜在的な影響に直面するであろう。

我々は特に子供に焦点をあて環境保健上の脅威に対処するべきであり、多くの国々では環境と健康その他を所管する省庁との一層の協調が必要になるであろう。国々は特に子供の脅威となる環境問題に対処する研究上の能力その他の科学的な能力を向上させなければならない。我々は、この宣言において同意された段階を自国の行動計画の中で優先順位をつけ、これらの様々な段階の取組の進歩を適当な国際会議で報告し、子供の環境保健への協調的な努力を他国に広めるであろう。

我々は、子供の健康に対する環境の脅威は貧困の軽減や経済、社会の発展というより広い観点から考えられなければならないものと認識している。そして我々はリーダーに対し UNGASS や他の国際会議において持続可能な発展への地球規模の移行を促進するような特に結果志向の行動を促すよう求める。

附属書A

8ヶ国の環境リーダーが自国政府及び自国において促進することに同意した子供の健康及び環境保護のための実施事項

リスク評価及び基準の設定

- ・ OECD に対して発生毒性及び生殖毒性テストガイドラインの更新やハーモナイゼーション作業を進めるよう促す。
- ・ 子供の環境リスクに明白に対応したリスク評価のアプローチについて拡大した国際的なハーモナイゼーションに関する担当者を指名する

鉛

- ・ OECD の鉛に関する宣言の目標について各々の国で進展させることに同意し、またそれぞれの国で目標を果たすための計画を作成。
- ・ 8ヶ国は、おもちゃや輸入品などを含めた他の製品のように子供に暴露するおそれがあるものについての鉛の危害に関する時期を得た情報を提供する機構やコンタクトする原則的な拠点を設立し、適当であれば他の共同的な行動を考慮するであろう。
- ・ 血中鉛レベルのテスト法の新たな技術的な発展を適時に利用できるようにすること。

飲料水の微生物の安全

- ・ 8ヶ国、国際機関、国際金融施設に対し、世界中の人々のための飲料水の消毒や水源の保護に焦点を当てた他国の援助計画の勧告
- ・ 飲料水の微生物の汚染のモニタリングや水由来の疾患の集団発生に関するデータの交換の拠点を指示
- ・ 疾患の集団発生をコントロールするため、小規模の飲料水システムに焦点を当て、技術や方法の発達を支える研究の協力の拠点を指示

内分泌攪乱化学物質

- ・ 化学物質の管理に関する国際的な機関や米国環境保護庁で行われている研究活動の国際的なインベントリーをとりまとめることの要請
- ・ 国際的な科学的な評価をとりまとめるための UNEP 及び他の適当な国際機関との共同作業
- ・ インベントリーの作成及び科学的評価の後の国際的な研究戦略の構築
- ・ 内分泌攪乱化学物質について最も感受性がある子供への暴露が考えられるものについてスクリーニング手法やテストガイドラインを進展させる OECD のイニシアチブへの支持

環境中のたばこ煙

- ・ WHO や他の適当な科学的な機関を通じて科学的な会議を召集し、乳児や子供の環境たばこ煙によるリスクに関する最新の科学的な情報を総合し分け合い、子供の暴露に関する最も効果的な教育戦略に関する情報をとりまとめる。

大気の質

- ・ 国境を越えて広がる大気汚染の影響への対応についての地域的な取り決めの実行
- ・ 室内空気が健康に及ぼす脅威や効果的な治療法に関する情報の交換を拡大する既存の科学的な機関を通じた協調

【別添資料3】
「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」
(SAICM) におけるハイレベル宣言(2006年)

ハイレベル宣言

(国際化学物質管理会議の文書をもとに環境省仮訳)

我々、2006年2月4-6日、ドバイにて開催された国際化学物質管理会議に参集した閣僚、政府代表団長、並びに市民社会及び民間部門の代表は、以下のとおり宣言する。

1. 我々が、あらゆる発展段階の国において、貧困及び疾病の根絶、人の健康及び環境の改善、並びに生活水準の向上及び維持を含む持続可能な発展を成し遂げようとするならば、化学物質の適正な管理は必要不可欠である。
2. アジェンダ 211の19章及び国際労働機関(ILO)条約第170号(職場における化学物質の使用の安全に関する条約)及び第174号(主要な産業事故の防止)の実施を通じた国際的な化学物質管理について、また、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前かつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の最近の発効を通じた特に有害な化学物質への対処について、重要な進展が見られたが、その進展はまだ不十分である。
3. 民間部門は、化学物質の安全性の推進のため、プロダクト・スチュワードシップや化学産業のレスポンシブル・ケア・プログラムのような自主的なプログラムやイニシアチブを通じて、かなりの努力を行ってきた。
4. 公衆衛生と環境に関する非政府組織、労働組合その他の市民社会組織は、化学物質の安全性の推進に対して重要な貢献を行ってきた。
5. しかしながら、化学物質管理における進展は、地球規模で十分とはいえず、世界における環境は、大気、水及び土地の汚染を受けており、何百万の人々の健康と福祉を奪い続けている。
6. 協調した行動を取る必要性は、開発途上国や移行経済国の化学物質管理の能力の不足、農業における農薬への依存、有害化学物質への労働者の曝露、人の健康と環境の両方に対する化学物質の長期間の影響の懸念を含む国際的なレベルでの化学物質安全への広範な懸念によってさらに強調される。
7. 地球規模の化学物質の生産、貿易及び使用は増加しつつあり、その増加パターンは、開発途上国及び移行経済国、特にそれらの中の後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国において化学物質管理の負荷を増大させており、それらの諸国がこの課題に立ちむかうことに特別な困難が生じている。結果として、社会の化学物質管理の方法において根本的な改革が必要とされている。

¹環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日(United Nations Publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigenda)第1巻:会議において採択された決議、決議1, 付属書II。

8. 我々は、団結した国際協定を実施し、それらの間に存在する一貫性及び相乗効果を強化し、適正な場合には国際的な化学物質政策の枠組みにおける間隙を補うために取り組むことを決意する。

9. 我々は、化学物質の安全性を達成し、それによって貧困との戦い、脆弱な集団の保護、公衆の健康や人の安全の前進に貢献するために、団結及びパートナーシップの精神をもって約束する。

10. 我々は、人権と基本的な自由を尊重すること、生態系の一体性を理解し尊重すること、及び化学物質の適正管理を達成するための地球規模の努力を向上させる我々の理想と現実との格差に対処することを約束する。

11. アジェンダ 21 及びヨハネスブルク実施計画2、特にそのパラグラフ 23 に伴い、化学物質及び有害廃棄物のライフサイクルを通じた適正管理を推進するという我々の約束は、確固たるものである。我々は、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) が、ミレニアム宣言で設定された国際的に合意された発展の目標に対し、重要な貢献をなすことを確信する。SAICM は、化学物質の安全性に関する過去の国際的なイニシアチブに基づいて構築される。

12. それ故に、我々は、本宣言とともに我々の SAICM 及びその実施への我々の確固とした約束を構成するものとして、包括的方針戦略を採択する。

13. 我々は、現在のそして常に変化する社会的ニーズに対応するため、環境と開発に関するリオ宣言3、アジェンダ 21、化学品安全に関するバイア宣言4、ヨハネスブルク実施計画、2005 年世界サミットの成果5、及びこの SAICM において表明された化学物質管理への約束を満たすための手段及びガイダンス文書として、世界行動計画を活用し、さらに開発することを勧告する。

14. 我々は、生活水準の改善、公衆衛生及び環境保護のため、グリーンケミストリーを含む化学利益を実現させることを決意するとともに、化学物質の安全な生産及び使用のために、引き続き協働することを決意した。

15. 我々は、すべての段階での化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化することを約束する。

16. 我々は、化学物質のライフサイクル管理のため、公的及び民間の財源から、国家

²持続可能な開発に関する世界サミット報告、南アフリカ、ヨハネスブルク、2002 年 8 月 26 日-9 月 4 日 (United Nations publication, Sales No.E.03.II.A1 and corrigendum)、第 1 章決議 2 附属書

³環境と開発に関する国連会議報告、リオデジャネイロ、1992 年 6 月 3-14 日 (United Nations publication, Sales No.E.93.I.8 and corrigenda) 第 1 巻: 会議において採択された決議、決議 1、附属書 I。

⁴ 化学品安全に関する政府間フォーラム、第 3 セッション、フォーラム III 最終報告書 (IFCS/FORUM III/23W)、附属書 6。

⁵ 総会決議 60/1

的又は国際的な資金を引き続き活用する。

17. 我々は、開発途上国及び移行経済国における特別なニーズに対処し、化学物質の適正管理、並びに化学物質でない代替を含むより安全な代替製品及び工程の開発のための能力を、パートナーシップ、技術支援及び資金援助を通じて強化することにより、先進国と開発途上国及び移行経済国との間の持続可能な化学物質管理を達成する能力の格差の縮小や不一致への対処に向けて取り組む。

18. 我々は、特に化学物質管理への女性の均等参加に努めるなど、社会のすべての部門にわたる透明性、公衆参加及び説明責任によって、効果的かつ効率的な化学物質管理のガバナンスに向けて取り組む。

19. 我々は、中小企業及び非公的部門による SAICM の実施への参加を強化するなど、政府、民間部門及び市民社会の間のパートナーシップに積極的に取り組む。

20. 我々は、化学物質やそれによって作り出された製品を安全に使用するために必要とされる化学物質の健康及び環境への影響などに関するデータ及び情報を、関係者に入手可能とすることについての、産業界についての責任を強調する。

21. 我々は、化学物質が人の健康及び環境に与えるリスクを含む、化学物質のライフサイクル全般にわたる適正情報及び知識を、公衆が入手することを容易にする。

22. 我々は、新しくより安全な代替製品及びプロセスの開発の革新を推進するため、商業的、産業的な秘密の情報や知識を、国の法令に基づき、またそのような法令がない場合には国際的な規定に基づき、保護することを確実にする。しかしながら、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する。

23. 我々は、社会の中でも、有害な化学物質がもたらすリスクに対して特に脆弱な集団、又はそれらの物質的に高レベルで曝露される集団を守るための特別な努力を行う必要性について認識する。

24. 我々は、子供たちや胎児を、彼らの将来の生命を損なう化学物質の曝露から守ることを決意する。

25. 我々は、有毒、有害で、禁止され厳しく規制された化学物質、化学製品及び廃棄物の不正な取引を防止するよう努力する。

26. 我々は、化学物質及び有害廃棄物の適正管理を、持続可能な開発、開発援助及び貧困の削除のための戦略などの、国、地域及び国際的な政策枠組みにおいて、優先事項として推進する。

27. 我々は、すべての関連した国連機構及び国連専門機関、基金および計画の作業プログラムの中に、SAICM を統合するよう努める。

28. 我々は、国際的な化学物質管理の分野での新たな自発的イニシアティブとして、戦略的アプローチは、法的拘束力をもつ手段ではいことを認識する。

29. 我々は、実施及び進捗の管理は、成功を確実にする上で決定的な事項であり、この観点から、ガイダンス、検討及び運営上の支援のために、安定的、長期的、参加型で、複数部門にわたる構造が必要であるとの認識を共にする。

30. 我々は、SAICM の実施のため、開かれた、包括的、参加型、透明な方法で、十分に協力することを決意する。